

次に、第6の柱

『協働・共創による持続可能なまちづくり』についてであります。

あらゆる取り組みについて、「共創」によるまちづくりを基本姿勢として、積極的に推進してまいります。

小さな拠点づくりにつきましては、研修会の開催等を通じて、市民が主体となつて行うまちづくりに向けて、まち全体の機運を高めるとともに、県とも連携し、「地域運営組織」の構築、活動を支援してまいります。

まちづくりセンターにつきましては、令和3年度に新しい志学まちづくりセンターが竣工しました。センターでは、地域運営組織「志学まちづくり協議会」が、「三瓶そば」によるコミュニティビジネスに取り組まれますが、この取り組みが、地域主体の「持続可能なまちづくり」の成功事例となることを期待しています。

また、令和5年度には、避難所のない馬路地区において、まちづくりセンターと避難所機能を複合化した施設の新築工事を行うこととしています。

移住・定住の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方移住への関心が高まっているものの、都市部近郊に集中している傾向が続いています。空き家改修に対する助成、各種U・Iターンフェアへの積極的な参加や、SNSの活用による情報発信を強化するとともに、移住後におけるミスマッチがおきないように、本市の魅力だけでなく、暮らしぶりについても発信し、地方移住への流れをつかんでまいります。

ふるさと納税につきましては、民間のノウハウを活用する業務委託により、寄附の大部分を占める都市部の方のニーズに応じたポータルサイト上での返礼品の見せ方や、改善提案等の事業者への支援を行ってまいります。

また、県内市町村と連携し、共通返礼品の造成を行い、寄附者にとって魅力ある返礼品を事業者、委託業者、市の3者で一体となって取り組んでまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、世界遺産や日本遺産、国立公園をはじめとした、本市が誇れる自然遺産や文化遺産、伝統芸能等を活用した魅力ある事業により、他市との差別化を図り、多くの企業から応援いただける事業を展開してまいります。

そして、本市に縁（ゆかり）のある企業からのご支援や、新たなご縁（えん）ができるよう、積極的な情報発信に努め、本市の貴重な財源確保として、取り組みを強化してまいります。

公共施設の適正化につきましては、「公共施設適正化計画」第1期計画で掲げた、「未利用施設や当初の目的を終えた施設」と「旧耐震基準に該当する施設」の計101施設の方針について、概ね方向性を取りまとめることができました。

新年度からの第2期計画以降では、検討対象施設を全ての公共施設とし、施設総量の縮減に向けた検討を早期に着手することで、令和27年度末までに、総延床面積を30%以上削減してまいります。